

社会福祉法人 大協会
指定訪問介護【第1号訪問事業】運営規程
(ハートフルふしお ホームヘルパーステーション)

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人大協会が開設するハートフルふしおホームヘルパーステーション(以下、「事業者」という。)が行う指定訪問介護〔第1号訪問事業〕の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「従業者」という。)が、要介護状態にある利用者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な訪問介護〔第1号訪問事業〕を提供することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者等の意思及び人格を尊重し、訪問介護サービス計画に基づき、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

4 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

5 事業の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

6 事業所は提供するサービスの質の評価はもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスの質の改善を図るものとする。

7 前6項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第115号)・池田市介護予防・日常支援総合事業実施要綱(第11条)の基準に則り、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 1 名称 ハートフルふしおホームヘルパーステーション
- 2 所在地 大阪府池田市伏尾町 12 番地の 1 特別養護老人ホーム ハートフルふしお 内

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第 4 条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1 名
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 サービス提供責任者 2 名（常勤 2 名）
事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対し技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。
- 三 訪問介護員等（介護福祉士及び訪問介護員研修 1～2 級課程修了者） 10 名
訪問介護の提供に当たります。但し、業務の状況により増員できるものとする。

第 3 章 営業日及び営業時間

第 5 条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 通常月曜日から日曜日までとする。
(年未年始の営業について、12 月 31 日～1 月 3 日まで休業。)
(営業時間：9 時 00 分～17 時 30 分)
- (2) 派遣可能時間 7 時 0 0 分～21 時 00 分

第 4 章 同意と契約

第 6 条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第 7 条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第5章 サービスの提供

第8条（事業の内容）

事業の内容は、利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供することとします。

第9条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り。自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当って、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当って、その訪問介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、従業者がサービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、訪問介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第10条（通常の事業実施区域）

通常の事業実施区域は、池田市とします。

第11条（利用料及びその他の費用）

指定訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

第1号事業における介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は市町村の定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣若しくは市町村が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 3 通常の事業実施地域外の地域への通院介助につき、公共交通機関を利用した場合、池田市最寄駅から実費交通費をいただきます。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名捺印を受けるものとします。

第 12 条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用料又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第 6 章 従業者の服務規程と質の確保

第 13 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当っては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第 14 条（衛生管理等）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 6 月に 1 回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 15 条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質の向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 一・認知症の利用者への対応及びケア | 二・利用者のプライバシーの保護 |
| 三・食事介助 | 四・入浴介助 |
| 五・排泄介助 | 六・移動介助 |

第 16 条（個人情報保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及び家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第 7 章 緊急時、非常時の対応

第 17 条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 18 条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第 19 条（非常災害対策）

事業者は、非常災害対策においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者等に対し周知徹底を図るために、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第 8 章 その他

第 20 条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 21 条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めま

- 2 事業者は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 従業員は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示します。

第 22 条（記録の整備）

事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

第 23 条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 24 条（高齢者虐待防止について）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第 25 条（業務継続計画の策定等）

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うものとする。

第 25 条（その他運営に関する重要事項）

事業者は従業者の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

1 本事業所は職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

（附則）

この規定は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 14 年 9 月 21 日から施行する。

この規定は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。